

(案)

閣郵委第※号
平成18年※月※日

総務大臣
竹中 平蔵 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵便局株式会社法第5条に基づく総務省令案について（意見）

平成18年5月17日付け総郵企第64号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵便局株式会社法第5条に基づく総務省令については、平成18年5月17日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり制定することが適当である。